

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>地方議会は、市民から選挙で選ばれた議員と市長とで構成された二元代表制のもと、地方自治体の事務執行の監視及び評価並びに立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。</p> <p>地方分権の進展に伴い、地方自治の権限が拡大している中で、地方自治の本旨に基づき、生活者の視点に立つ市政の確立が求められている。</p> <p>議会は、合議制機関として、主権者である市民の意思を市政に的確に反映させるために活発な議論を行い、笠岡市として最良の意思決定を行う使命が課せられている。</p> <p>ここに議会は、市民の参加及び開かれた議会を推進し、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のため全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意により、この条例を制定する。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>前文では、まず、いずれも住民の直接選挙により選ばれた議員と市長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、その均衡と調和の上に地方自治体が運営されるという「二元代表制」の下で、地方議会が、法により付与された権能を十分に活用しながら、首長とともに地方自治の本来の趣旨を実現するものであることを確認しています。</p> <p>次に、地方分権の進展に伴い、議事機関としての議会に課せられた使命がどのようなものとなっているかを明らかにしています。</p> <p>前文のむすびでは、笠岡市議会が、全力を挙げて市民の信託に応えることを誓い、全議員の総意で、この議会基本条例を制定することを宣言しています。</p> <p>※ 地方自治体</p> <p>地方自治法における用語では、都道府県及び市町村は「普通地方公共団体」とされていますが、この条例においては、住民自治を基礎として、分権の時代にふさわしい「地方自治体」を使用しています。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第1条には、この条例の目的を定めています。</p> <p>住民自治とは、地域における意思決定が住民自身によって行われなければならないことを意味し、地方自治における民主主義の要請であるともいえます。しかし、すべての住民が意思決定に参加することは、多くの時間や費用がかかるため、その解消のために代議制</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。</p> <p>(最高規範性)</p> <p>第4条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則</p>	<p>という仕組みになっています。</p> <p>議会及び議員が、主権者である市民の信託に応えるという重要な役割を果たせるように、議会運営に必要な基本的事項を定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。</p> <p>※ 地方自治の本旨</p> <p>住民自治と団体自治とからなる地方自治のあるべき姿をいいます。住民自治については上述したとおりであり、団体自治とは、国から独立した地方自治体により、地方の行政が行われることをいいます。</p> <p>【解説】</p> <p>第2条には、基本理念を定めています。</p> <p>市議会が、市の意思を決定する機関として公平かつ公正な議論を尽くし、市民の意思が的確に反映した市政の実現を目指すことを根本の考えとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第3条には、基本方針を定めています。</p> <p>前条の基本理念に基づいて、地方分権の大きな流れに適切に対応するためには、議会の活性化が大切であるとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第4条には、この条例の最高規範性を定めています。</p> <p>議会基本条例が、笠岡市議会の諸規程の中で最も上に位置するものであって、議会に関する他の規程については、この条例との整合を図ることとしています。</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視及び評価するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。</p> <p>4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）、笠岡市議会委員会条例（昭和33年笠岡市条例第10号）等について絶えず見直しを行うものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>第5条には、議会活動の諸原則を定めています。</p> <p>議決機関である議会は、その責任の重さを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市政の運営を監視及び評価しなければなりません。また、市民の多様な意見を市政に反映させるため、議員相互の自由な討議による政策立案や市長等に対する提言により、市民とともにまちづくり活動に取り組もうとしています。</p> <p>議会は、市民に開かれていなくてはなりません。市民参加はもちろんのこと、議決に至る経緯や理由の説明、議会運営についても積極的に情報公開します。</p> <p>※ 議決機関</p> <p>市議会は、市の意思を決定する機関ですが、この意思決定は、議会の議決により行われます。また、議決権が、議会の権限の中で最も本質的なものであることから、このように呼ばれます。</p> <p>※ 執行機関</p> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会など、独自の執行権限を持ち、担任する事務について、市の意思を自ら決定し、表示しうる機関をいいます。</p>
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>第6条には、議員の活動の諸原則を定めています。</p> <p>議員は議会の一員であり、議会が合議制の機関であり、言論の府であることを自覚し、自由な議員間討議を尊重し保障しなければなりません。</p> <p>議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなくてはなりません。議員は、市政全般についての課題や市民の意見を的確に把握するとともに、また、自己の能力を高める努力と研さんをし、議案</p>

笠岡市議会基本条例 逐条解説

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。</p> <p>4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>審議、審査を行い、政策立案、政策提言を行うよう努めなければなりません。</p> <p>また、議員は、自らの議会活動について、市民に説明責任を果たせなくてはなりません。</p> <p>※ 言論の府 自由な言論は、民主政治の基礎として重要な意味を持ちます。議会が、言論を大切にす機関であることを表しています。</p> <p>※ 合議制 複数の人員で組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織を合議体といい、その議に付された案件について、合議体の構成員が集まって相談する制度をいいます。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適します。</p> <p>※ 市民全体の福祉 ここにいう「福祉」は、「幸福」という意味で用いています。</p>
<p>(議決の責任)</p> <p>第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。</p>	<p>【解説】</p> <p>第7条には、議決に伴う責任について定めています。</p> <p>議会は、市の意思を決定する最高機関としての責任を深く認識するとともに、議決により市民生活がどのような影響を受けるかなどの説明責任を担わなければなりません。そうした議決の結果について、市民にわかりやすく説明する責務があります。</p>
<p>(会派)</p> <p>第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>第8条には、会派について定めています。</p> <p>会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成されています。この条例では、会派を、議会としての政策の立案、決定、提言等を行おうとするときの合意形成に資するものと位置付けて</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(全員協議会)</p> <p>第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。</p> <p>3 議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならない。</p> <p>4 議長及び副議長の選出方法については、別に定める。</p>	<p>います。会派については、別に規程で定めています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第9条には、全員協議会について定めています。</p> <p>全員協議会とは、議会活動及び市政の重要案件に関する協議又は調整を行うために、議長が招集し、全議員により構成されるものです。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第10条には、議長及び副議長について定めています。</p> <p>議長及び副議長は、議会の選挙により選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表します。また、副議長は、議長がやむをえず議会に出席できないときに、議長に代わりその職務を行います。</p> <p>議長及び副議長は、笠岡市議会の代表であり、市民生活にも議会運営にも大きな影響力を持っています。その選出に当たっては、選出されようとする議員に所信表明の機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならないことを定めます。</p>
<p>第3章 市民と議会との関係</p> <p>(市民参加の促進)</p> <p>第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条、第109条の2及び第110条に規定する公聴会制度及び参考人制</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第11条には、市民参加の促進について定めています。</p> <p>議会は、市民の要望を的確に把握して市政に反映させようとしています。また、議会の行事だけではなく、市政の様々な場面に市民が参画できる機会を確保するよう努めることとしています。なお、「参画」とは、政策の立案から実施、評価までの市の意思形成過程や実施過程で、責任をもって主体的に関与することをいいます。ま</p>

笠岡市議会基本条例 逐条解説

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。</p> <p>(情報公開の推進)</p> <p>第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。</p> <p>2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。</p> <p>4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。</p>	<p>た、第5項の「傍聴しやすい日時」には、休日又は夜間を含みます。</p> <p>※ 公聴会 委員会が、予算その他重要な議案、陳情等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くために開くことができるものです。</p> <p>※ 参考人 委員会が、その調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて委員会に出頭してその意見を述べる者のことをいいます。</p> <p>※ 請願 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有します。(日本国憲法第16条)</p> <p>【解説】 第12条には、情報公開の推進について定めています。 議会は、保有する情報の一層の公開を図り、議会の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な議会運営を目指しています。 具体的には、議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を活用して、保有している情報を積極的に公開していくほか、創意工夫を凝らし、広報紙の内容等を絶えず充実させていくこととしています。 第3項では、法律により公開が原則とされる本会議のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開することを定めます。なお、会議を非公開とする例としては、議員又は市民の一身上の事件にかかわる審議を行う場合、公開することにより、率直な意見の交</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(議会報告会)</p> <p>第13条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を定期的に行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>	<p>換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などがあります。</p> <p>第4項では、議決に対し責任を負うため、議案に対する議決の賛否を原則として公表することとしています。ただし、公表することにより、議員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を除きます。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第13条には、議会報告会について定めています。</p> <p>市民にとっては、議会が何をしているのか、議会で何がどのように議論されているのか、分かりにくいところがあります。そこで、議会報告会を開催し、市民に知っていただくことが大切になります。</p> <p>議会報告会とは、議会の活動を市民に報告するとともに議会と市民とが自由に意見を交換する場のことです。市民の声を十分に取り入れて、市政に対する新たな政策提案や議会の活動指針に結びつけていきます。</p>
<p>第4章 議会と市長等との関係</p> <p>(議会と市長等との関係の基本原則等)</p> <p>第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。</p> <p>2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第14条には、議会と市長等との関係の基本原則等を定めています。</p> <p>第1項では、議会が、前文の箇所でも解説した「二元代表制」の下で、市長等執行部と常に緊張ある関係を保ちながら、議会に付与された権限を行使し、また、政策の立案を通じて、市政の発展に取り組まなければならない、と定めています。</p>

笠岡市議会基本条例 逐条解説

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。</p> <p>(一問一答による質疑応答及び反問権)</p> <p>第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質問等に対し反問することができる。</p> <p>(政策等の監視及び評価)</p> <p>第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯</p>	<p>第2項では、議会が、会期中閉会中にかかわらず、市長等執行部に対して文書により質問を行うことができ、また、文書により回答を求めることとすることを表明しています。</p> <p>第3項では、議員が行う市長等執行部への要請に関して、両者の関係の透明性を確保するため、また、要請が執行部に対する不当な圧力となることを防ぐために、要請の概要を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第15条には、一問一答による質疑応答及び反問権について定めています。</p> <p>第1項の「一問一答方式」とは、質疑し、これに答弁し、次いで質疑、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。この方式により、質疑と応答の正確度を高めることができ、笠岡市議会では、既に平成19年3月定例会から実施しています。</p> <p>第2項には、市長等執行部の、議員の質問に対する反問権を定めます。法令では、市長等が議場に出席するのは「議会審議に必要な説明のため」とし、議員に対する逆質問を認めていませんが、反問権の規定により、質問の質の向上と論点の明確化とを図ることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第16条には、政策等の監視及び評価について定めています。</p> <p>議案の議決に際しては、その議決により市民生活がどのような影響を受けるかを明らかにすることが大切です。そのため、第1項では、執行部から重要案件が提出されたときには、各号に定める項目の説明を求め、政策等を監視することとしています。</p>



笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(2) 他の政策案等との比較検討</p> <p>(3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け</p> <p>(4) 関係法令及び条例等</p> <p>(5) 重要な政策等の実施に係る財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。</p> <p>(議会が求める報告及び資料の要求)</p> <p>第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(議決事件の追加)</p> <p>第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。</p>	<p>予算・決算に関する議案が市長から議会に提出される際には、法令に定める説明書類が併せて提出されているところですが、内容を明らかにするためになお必要な書類があるときには、その作成を求めることを第2項において定めています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第17条には、議会が求める報告及び資料の要求について定めています。</p> <p>市は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画を定め、これに即して市の事務を行なうこととしています。第1項では、議会が、この総合計画を実現するための重要な計画の策定状況等の報告を求めることにより、計画に多様な意見を反映させようとするものです。</p> <p>同じ趣旨により、第2項では、市長等執行機関が行政執行の前提として設置する各種審議会等についても、資料の提出を求めることとしています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>第18条には、議決事件の追加について定めています。</p> <p>議会の議決権は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等地方自治法に制限列举されているところですが、この条では、他に議会の意思を反映させるべき事件が生じたときには、これを議決すべきものとして追加することを明らかにしています。</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>第5章 政治倫理</p> <p>(政治倫理)</p> <p>第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。</p> <p>3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のみを利益を目的とした働きかけを行ってはならない。</p> <p>4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第19条には、議員の政治倫理について定めています。</p> <p>この議会基本条例に定めるこれからの笠岡市議会の方向は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものです。そのためには、議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理基準に基づき、誇りと強い意志をもって市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていかなければなりません。</p> <p>議員の政治倫理については、この条の規定を受け、別に条例で定めることとしています。</p>
<p>第6章 政務活動費</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派は、その用途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>第20条には、政務活動費について定めています。</p> <p>政務活動費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付されるものであり、その手続等については、「笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例」に定められています。また、その用途については、研究研修費、調査費、資料作成費などに限ることを規程で定めています。</p> <p><u>第1項では、議員に対し、政務活動費の有効活用により調査研究又は政策提言の充実に努めることを、また、第2項では、会派に対し、すべての用途の公開と政務活動費を充当した結果について説明</u></p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p style="text-align: center;">第7章 議会機能の強化</p> <p>(自由討議)</p> <p>第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。</p> <p>2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。</p> <p>(委員会の活動)</p> <p>第22条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。</p> <p>2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができるよう努めなければならない。</p> <p>3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。</p> <p>4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>(政策討論会)</p> <p>第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言</p>	<p><u>責任を果たすことを義務付けています。</u></p> <p>【解説】 第21条には、自由討議について定めています。 従来の議会運営は、市長等執行部側との質疑に重点が置かれ、議員同士の討議については、必ずしも充分とはいえない状況でした。 この条では、議員相互の討議を積極的に行い、論点を深め、議論を尽くすことを義務付けています。また、第2項では、この手法を活用して、議員の側からの議案の提出を積極的に行うこととしています。</p> <p>【解説】 第22条には、委員会の活動について定めています。 議会には、条例の定めるところにより常任委員会及び議会運営委員会が置かれます。笠岡市議会には、予算決算、総務文教、環境福祉及び建設産業の各常任委員会並びに議会運営委員会と、特定の付議事件を審査する数種の特別委員会が設置されており、各議員は、それぞれ複数の常任委員会に所属しています。 この条では、委員会が、その専門性及び特性を生かして、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するとともに、市民の意見や委員自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うことなどを定めています。</p> <p>【解説】 第23条には、政策討論会について定めています。 「政策討論会」とは、市民から聴取した意見等を基に市議会とし</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p> <p>(調査機能の強化)</p> <p>第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。</p>	<p>て課題を設定し、討論等の方法により問題点を分析し、政策の立案・決定にまで高めていくための手法です。全国的に見ても大変新しい試みですが、これを採り入れた市議会においては、政策の立案、提案及び提言のための手法として積極的に活用されています。政策討論会に関することは、別に定めることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第24条には、調査機能の強化について定めています。</p> <p>第1項では、附属機関設置の根拠を定めます。</p> <p>第2項では、学識経験者等の専門的な知見を活用して、議会の政策立案機能を強化できることを定めるとともに、第3項においては、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができることを定めます。</p>
<p>第8章 議員定数及び議員報酬</p> <p>(議員定数)</p> <p>第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。</p> <p>2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。</p> <p>3 議員定数については、別に条例で定める。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等</p>	<p>【解説】</p> <p>第25条には、議員定数について定めています。</p> <p>議員の定数は、地方自治法の規定により条例で定めることとされています。この条では、議員の定数について、効率性や経済性だけで判断するのではなく、地方分権時代における市議会の果たす役割を慎重に考慮して定めなければならないことを定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>第26条には、議員報酬について定めています。</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>審議会条例（昭和39年笠岡市条例第39号）に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。</p> <p>2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。</p> <p>3 議員報酬については、別に条例で定める。</p> <p>第9章 議会及び議会事務局の体制整備</p> <p>（議員研修の充実）</p> <p>第27条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。</p> <p>（議会事務局の体制整備）</p> <p>第28条 議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。</p> <p>（議会図書室の充実）</p> <p>第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<p>議員報酬は、地方自治法の規定により条例で定めなければならないこととされています。この条では、議員報酬の額を定めるに当たっては、諮問機関である笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならないことを定めています。</p> <p>※ 笠岡市特別職報酬等審議会 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議するため、市長の諮問機関として置かれるものです。</p> <p>【解説】</p> <p>第27条には、議員研修の充実について定めています。 地方分権という変革の時代にあって、研修及び調査研究活動による専門的知識の習得は欠かせないものとなっています。</p> <p>【解説】</p> <p>第28条には、議会事務局の体制整備について定めています。 市議会には、条例の定めるところにより事務局が置かれ、事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事します。この条では、職員の任命権者である議長が、事務局の調査及び法務機能を充実させることにより、議員の職務に対する事務局の補佐能力を向上させることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第29条には、議会図書室の充実について定めています。 地方自治法の規定により、議会には、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し官報、公報及び刊行物を保管しておくこととさ</p>

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>(予算の確保)</p> <p>第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。</p> <p>第10章 議員の責務及び見直し手続</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第11章 補則</p> <p>(具体化の推進)</p>	<p>れています。この条では、議会が、図書、資料等の充実に努めることを定めています。</p> <p>※ 官報、公報</p> <p>官報は、法令その他の事項を周知するための国の機関紙、公報は、県報等の地方自治体が発行するものをいいます。</p> <p>【解説】</p> <p>第30条には、予算の確保について定めています。</p> <p>議会が、その機能を保持して円滑な議会運営により市民の信託に応えるためには、予算が必要です。この条では、市の財政需要に配慮しながら、必要な議会費予算の確保に努めることとしています。</p> <p>【解説】</p> <p>第31条には、議員の責務について定めています。</p> <p>第1項では、議員に対し、議会基本条例ほか関係例規等の遵守により市民の信託に応えることを義務付けます。また、第2項では、任期開始後の議会基本条例等に関する研修について定めます。</p> <p>【解説】</p> <p>第32条には、見直し手続について定めています。</p> <p>この議会基本条例に定める目的が達成されているかの検証と見直しその他必要な措置を2年ごとに講ずることとしています。</p> <p>【解説】</p>

笠岡市議会基本条例 逐条解説

笠岡市議会基本条例	逐条解説
<p>第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務活動費について適用する。</p> <p>附 則(平成25年3月1日条例第1号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例及び笠岡市議会基本条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の笠岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。</p>	<p>第33条には、具体化の推進について定めています。</p> <p>議会基本条例は、制定することそのものが目標ではありません。この条では、不断の取組みにより、この条例に定める目的及び理念を具体化することを議会に義務付けます。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>この条例の施行日等を定めています。</p>